

障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

障害者自立支援法が施行されて9カ月になった。法施行後、全国各地の障がい者団体などの調査によって、原則1割の応益負担による大幅な利用者負担増、相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控え、施設経営を大もとから揺るがす報酬の激減など予想を超える問題点が明らかになっている。多くの自治体や議会、政党からも相次いで政府に改善要望が出されている。

よって、本市議会は、政府に対し、障害者自立支援法における「応益負担」を撤回するとともに、下記事項について施策の抜本見直しをすることを求めるものである。

記

1 利用者負担の軽減について

福祉サービス利用料の負担上限額の引き下げを行うとともに、社会福祉法人減免制度の実情に合った拡充やNPO法人など社会福祉法人以外の利用額減免制度創設など、利用者負担の軽減策を拡充すること。世帯単位の収入認定を個人単位にすること。

2 事業者の報酬について

報酬単価を引き上げること。障がい者の特性や施設の利用実態にそぐわない報酬の日払い化は、実態に見合うように見直しをすること。

3 地域生活支援事業について

地域生活支援事業についての国の予算を大幅にふやすとともに、自治体が無料または応能負担による低廉な利用料を設定できるよう財政措置を講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司